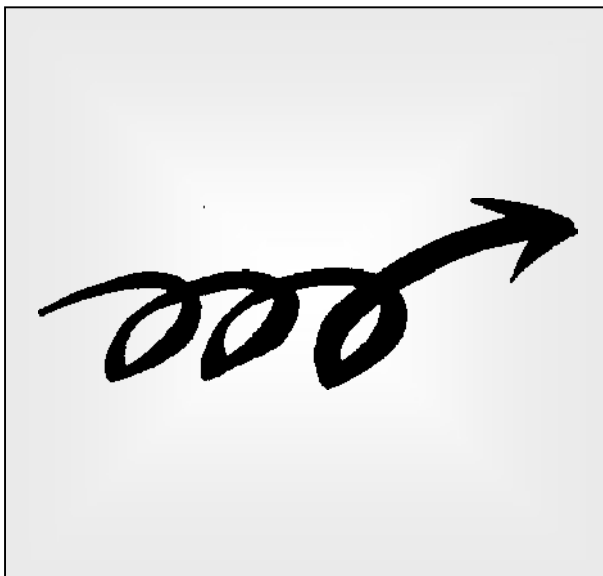


令和5年度

## 豊田市区長会 第3回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、  
「人づくり・まちづくり・幸せづくり」  
をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて  
伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和5年5月31日（水） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 南52会議室

# 次 第

【司会 山口副会長／場所 市役所南庁舎5階 南52会議室】

1 豊田市民の誓い唱和 吉見会計

2 会長 挨拶

3 豊田警察署 報告・説明 ページ

|   |                     |                                       |    |
|---|---------------------|---------------------------------------|----|
| 1 | 犯罪発生状況・交通事故発生状況について |                                       | 別紙 |
|   | 報告内容                | ・別紙のとおりです。 —                          |    |
| 2 | 警察署と地区区長会との連携について   |                                       | 別紙 |
|   | 依頼内容                | ・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。 — |    |

4 区長会 報告・確認・協議事項 ページ

|   |                     |              |   |
|---|---------------------|--------------|---|
| 1 | 総務委員会協議について         |              | 1 |
|   | 協議事項                | ・別紙のとおりです。 — |   |
| 2 | 区長会役員会の進め方について      |              | 3 |
|   | 協議事項                | ・別紙のとおりです。 — |   |
| 3 | 豊田市区長会総会の開催結果について   |              | 4 |
|   | 報告内容                | ・別紙のとおりです。 — |   |
| 4 | 第42回豊田マラソン大会の協力について |              | 5 |
|   | 報告内容                | ・別紙のとおりです。 — |   |

5 共済会運営委員会 報告事項 ページ

|   |                |                                                                                                                  |   |
|---|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 1 | 今期見舞金の支給状況について |                                                                                                                  | 6 |
|   | 報告内容           | ・状況は別紙のとおりです。<br>・事故報告書等は早めに提出をお願いします。<br>※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、 <u>事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。</u> — |   |

## 6 豊田市等からの依頼・情報提供事項

資料  
番号

|   |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                       |   |
|---|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 1 | 豊田市身障協会福祉事業回覧のお願い                         |                                                                                                                                                                                                                                                            | 豊田市身障協会                                                                               | 1 |
|   | 依頼<br>内容                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身障協会福祉事業回覧にご協力をお願いします。</li> <li>・回覧文書等は担当者が直接自治区へ持参します。</li> </ul> <b>【連絡先】</b> 豊田市身障協会（電話：31-2941）                                                                                                                |    |   |
| 2 | 「とよた市民福祉大学（第8期）」について                      |                                                                                                                                                                                                                                                            | 社会福祉協議会                                                                               | 2 |
|   | 情報<br>提供                                  | 受講者が決定したため、別表のとおり報告します。<br>・福祉入門コース<br><b>【応募者数】</b> 36名 <b>【受講予定者数】</b> 35名<br>・家庭介護コース<br><b>【応募者数】</b> 57名 <b>【受講予定者数】</b> 40名<br><b>【連絡先】</b> 豊田市社会福祉協議会 共生推進課（電話：31-1294）<br>※日・月曜および祝日は休業です。                                                         | —                                                                                     |   |
| 3 | 人権擁護委員候補者の推薦について                          |                                                                                                                                                                                                                                                            | 市民相談課                                                                                 | 3 |
|   | 依頼<br>内容                                  | 人権擁護委員候補者の地元推薦について、該当の地区区長会長にご協力をお願いいたします。<br><b>【連絡先】</b> 市民相談課（電話：34-6626 FAX：31-8252）                                                                                                                                                                   | —                                                                                     |   |
| 4 | 愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦について |                                                                                                                                                                                                                                                            | 交通安全防犯課                                                                               | 4 |
|   | 依頼<br>内容                                  | 推薦書を記入し、地区区長会長へ提出してください。<br>（地区ごと個人1名、団体1つ以内）<br><b>【推薦期限】</b><br>区長から地区区長会長へ・・・地区区長会長が定めた日まで<br>地区区長会長から交通安全防犯課へ・・・8月30日（水）まで<br><b>【表彰式】</b><br>愛知県 令和6年1月25日（木）予定<br>豊田市 令和6年1月27日（土）予定<br><b>【連絡先】</b> 豊田市交通安全市民会議（交通安全防犯課内）<br>電話：34-6633/FAX：32-3794 |  |   |

## 7 6月区長便のお知らせ

・・・ 7

## 8 その他

（1）地区区長会運営費及び費用弁償の支払いについて

・・・ 別紙

（2）第28回 豊田市区長会『親睦ゴルフコンペ』について

**【第4回役員会】 6月28日（水） 14：00～ 市役所南庁舎5階 南51会議室**

# 令和5年度自治区デジタル実証実験の進め方について（案）

## 1 自治区デジタル実証実験の概要

### （1）期間

令和4年11月～令和6年3月（現在実施中）

### （2）対象

- ・自治区長（浄水地区5名・美里地区14名）
- ・担当支所（地域支援課・高橋支所）

### （3）扱い

豊田市区長会総務委員会と地域支援課との共同研究

### （4）方法

豊田市から自治区長へタブレットを貸与。

タブレットを使うことによる以下のやり取りの変化を検証。

- ア 自治区長⇄支所・区長会事務局
- イ 自治区長⇄他の自治区長
- ウ 自治区長⇄自治区民

### （5）使用機器

端末 …iPad（第9世代）、タッチペン・キーボード付き保護ケースを付属  
追加アプリ…Microsoft（Word,Excel,OneDrive（クラウド保存）の機能）  
LINE WORKS（LINEのようなビジネス用チャット）



## 2 令和4年度の実証

### （1）浄水・美里地区の共通の実証 （※以外は各地区で開催）

| 日程  | 内容                                                    |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 11月 | タブレット使用開始（市から自治区へ貸与）<br>導入講習会（充電、電源オンオフ、文字入力のやり方など）   |
| 12月 | LINE WORKS（トーク・ファイル閲覧）、あいち電子申請届出システム                  |
| 1月  | オンライン会議                                               |
| 1月※ | 浄水・美里地区自治区長が集合して意見交換<br>（タブレット活用状況の確認、各地区のデジタル化の実証発表） |
| 2月  | LINE WORKS の応用方法                                      |
| 3月  | 新区長への引き継ぎ方法                                           |

### （2）浄水地区での実証 …浄水町自治区での区民への情報発信

LINE公式アカウントアプリを使って、自治区から行事連絡や地域に関する役立つ情報を発信する。令和5年2月に最初の配信を行った。当時の友だち登録数は500人。メッセージの開封率は94%。防災ゲームを掲載したHPリンクのクリック率は34%であった。

#### LINE 公式アカウントとは

名前の前に★マークが付いている、企業、店、芸能人などのLINEの友だちのこと  
浄水町自治区の場合…

- ・「浄水町自治区」というアカウントを作成
- ・住民がLINEの友だち追加をすると、自治区からのメッセージが受け取れる

### (3) 美里地区での取組 …ファイリングシステム構築

LINE WORKSのフォルダ機能を使って必要な情報の整理を行う。現在は、美里地区の4役が主体となって検討している。区長会資料、自治区だより、イベントの日程、保有する防災機材 など必要な情報が何かを洗い出している。

また、タブレットが配布されてからは、美里地区4役で1～2週間に一回集合し、タブレットの練習をしたり、今後の方針を検討している他、4役や若手区長が先生となってタブレットの使い方を区長同士で教え合った。その努力の結果、タブレットに慣れない区長もLINE WORKSを見ることができるようになった。

## 3 令和5年度取組(案)

○令和6年3月まではタブレットを使った実証実験を継続する。具体的な取組内容は、各地区・各自治区の状況に応じて、市と協議しながら行っていく。

○必要な経費が発生した場合は、区長会事務局(地域支援課)と該当地区が調整し、豊田市区長会議研修費の予算から執行する。

○以下について、浄水・美里地区の意見・実証実験結果を参考にし、区長会と市が協議する。

＜今後の検討課題＞

- ・タブレットをはじめ、デジタル機器の必要性
- ・LINE WORKSをはじめ、コミュニケーションツールの必要性
- ・あいち電子申請届出システムをはじめ、自治区から市への申請方法の電子化の利便性
- ・さらなるデジタル化要望への対応  
例) 自治区への補助金制度の見直し
- ・デジタルが苦手な自治区への寄り添ったサポート  
例) スマホ・パソコンの使い方教室開催、電子申請だけに限らず紙による申請の対応

## 4 担当

区長会事務局(豊田市役所地域支援課内) 吉村、田嶋

TEL 0565-34-6629

FAX 0565-35-4745

メール juminjichi@city.toyota.aichi.jp

令和5年5月25日

## 令和5年度豊田市区長会役員会の進め方について（案）

### 1 区長会 報告・協議・依頼事項

### 2 コミュニティ会議会長連絡会 報告・協議・依頼事項

### 3 共済会運営委員会 報告事項

### 4 豊田市等からの依頼・情報提供事項

### 5 意見交換

（例）区長会として市に要望したいこと、  
自治区運営で困っていて他自治区に聞きたいこと、  
豊田市から説明してほしい施策などを検討

### 6 豊田市からの主要施策の説明

（例）第8次総合計画の進捗について  
防災の取組について（派遣職員から報告など）  
共助の移動手段としてのカーシェアリングについて など

## 令和5年度 豊田市区長会総会の開催結果について（報告）

- 1 日 時 令和5年5月13日（土） 11時から12時30分まで
- 2 会 場 市民文化会館 大ホール
- 3 出席状況 会員総数298名中 276名（出席者162名、委任状114名）  
来賓5名
- 4 議 事 （1）議長の選出 逢妻地区 深田山自治区 川上 稔 区長  
（2）議案の審議結果 第1号議案～第10号議案まで原案どおり承認
- 5 質 問 等

|       | 質問等                                                                                                                             | 総会での回答    | 役員会での検討結果（案）                                                                                                                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5号議案 | 会則内の文言について<br>語句の統一等修正が必要<br>な箇所がある。                                                                                            | 役員会で検討する。 | 会則の文言修正は令和6年<br>度総会での改正に向けて準<br>備していく。                                                                                                                                                                                     |
| 第8号議案 | 自治区デジタル化実証<br>実験に予算をつけてほ<br>しい。                                                                                                 | 役員会で検討する。 | 「会議研修費」予算の中で<br>確保しており、そこから予<br>算執行する。                                                                                                                                                                                     |
| 第8号議案 | 区長会費を3万円支払<br>い、地区運営費として<br>2万円戻されるやり方<br>を見直したらどうか。<br>（会費を1万円とし、<br>地区運営費は各地区で<br>徴収するなど）<br>一律の会費だと小さな<br>自治区としては負担が<br>大きい。 | 役員会で検討する。 | 地区運営費は各地区区長会<br>の運営に必要な予算であ<br>り、見直す予定はない。そ<br>の使い方はこれまで通りそ<br>れぞれの地区区長会で決め<br>てほしい。会費3万円につ<br>いては次年度予算（案）編<br>成時に役員会で検討する。<br>区長会は298人の区長で<br>成り立っており、総会でも<br>区の大小に関わらず各々1<br>個の表決権がある。会費に<br>ついては同じと考えてい<br>る。御理解いただきたい。 |



## 第 3 回 運 営 委 員 会

### 1 見舞金の支給について

| 該 当 期 間            | 今期支給状況 |        | 前年同期状況 |        |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
|                    | 件数     | 支給額（円） | 件数     | 支給額（円） |
| 5 月 1 日 ～ 5 月 31 日 | 0      | 0      | 2      | 87,000 |
| 4 月 1 日 ～ 5 月 31 日 | 1      | 23,000 | 2      | 87,000 |
| 1 件あたりの平均支給額       | —      | 0      | —      | 0      |

### 2 賠償金の支給について

| 該 当 期 間            | 今期支給状況 |        | 前年同期状況 |        |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
|                    | 件数     | 支給額（円） | 件数     | 支給額（円） |
| 5 月 1 日 ～ 5 月 31 日 | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 4 月 1 日 ～ 5 月 31 日 | 0      | 0      | 0      | 0      |

### 《自治区活動事故報告書について》

- \* 「事故報告書(損害補償金用)」(様式第2号)と写真(破損個所と車のナンバー入り)・見積・車検証のコピー・管理下中事故証明書を添えてすみやかに提出してください。

### 《共済会事故報告書について》

- \* 「事故報告書」(様式第2号)は、原則として事故発生後5日以内に提出してください。
- \* 疾病、内疾患(熱中症・貧血・立ち眩み等)が原因でお怪我をされても、対象となりません。
- \* 日にちが経ってから病院へ行かれても、行事とケガの因果関係が分らなくなるため、原則認められなくなってしまう。(提出が遅れた場合も同じです)

環境美化等での草刈り機を使用する場合は、周囲の人や車などから、  
15m以上離れ、物損事故や人身事故が起きないように十分注意して作業をしてください。  
また、暑い時期での作業は、飲み物を各自で用意をして水分補給をするよう 注意を促し、  
適宜休憩をとりながら実施してください。

【問合せ先】 区長会事務局 中山 電話 34-6629

# 6 月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

| No. | 文 書 名                                 | 担当課          | 電話                 | 種類 | 送付先    |
|-----|---------------------------------------|--------------|--------------------|----|--------|
| 1   | ごみ非常事態宣言以降の状況                         | 循環型社会推進課     | 71-3001            | 配付 | 全自治区   |
| 2   | 「夏の交通安全市民運動実施要項」他                     | 交通安全防犯課      | 34-6633            | 配付 | 全自治区   |
| 3   | 豊田市区長会総会の開催結果                         | 豊田市区長会       | 34-6629            | 配付 | 全自治区   |
| 4   | 令和5年度豊田市区長会・豊田市区長会共済会会費の領収書           | 豊田市区長会       | 34-6629            | 配付 | 全自治区   |
| 5   | 令和5年度 道路・河川愛護作業報告書                    | 道路維持課<br>河川課 | 34-6645<br>34-6672 | 依頼 | 全自治区   |
| 6   | 愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等の推薦 | 交通安全防犯課      | 34-6633            | 依頼 | 全自治区   |
| 7   | 「社会を明るくする運動」啓発ちらし                     | こども・若者政策課    | 34-6630            | 回覧 | 全自治区   |
| 8   | ぼらんていあだより                             | 社会福祉協議会      | 31-1294            | 配付 | 旧市内自治区 |

※区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますのでご協力ください。

- ・区長便の空袋は、区長便箱へ入れておいていただくか、お近くの支所へお渡しください。
- ・区長便袋には、送付文書を残さず、必ず空にしてください。  
(提出物などを入れないようにお願いします。)

※自治区だよりは、発行の都度支所に3部（挙母地区は地域支援課に2部）提出してください。

※回覧数等の変更・訂正がある場合は、支所・地域支援課へご連絡ください。

【地域支援課】電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745  
メール：chiikishien@city.toyota.aichi.jp

*Memo*



「人づくり・まちづくり・幸せづくり」



# 豊田市民の誓い

わたくしたちは、七<sup>しちしゅう</sup>州<sup>うつく</sup>をのぞむ美<sup>さん</sup>しい山河にかこまれ、  
輝<sup>かがや</sup>かしい衣<sup>ころも</sup>の里<sup>さと</sup>の歴史<sup>れきし</sup>と伝統<sup>でんとう</sup>をうけつぎながら、  
明日<sup>あす</sup>に向かって伸び<sup>む</sup>ゆく豊田市<sup>の</sup>の市民<sup>とよたし しみん</sup>です。

- 1 緑<sup>みどり</sup>をはぐくみ、川<sup>かわ</sup>を大切<sup>たいせつ</sup>にして、  
豊<sup>ゆた</sup>かな自然<sup>しぜん</sup>を愛<sup>あい</sup>しましょう。
- 1 スポーツに親<sup>した</sup>しみ、教<sup>きょうよう</sup>養<sup>たか</sup>を高<sup>たか</sup>めて、  
文化<sup>ぶんか</sup>の向<sup>こうじょう</sup>上<sup>じょう</sup>につとめましょう。
- 1 元<sup>げんき</sup>気で働<sup>はたら</sup>き、若<sup>わか</sup>い力<sup>ちから</sup>をそだてて、  
幸<sup>しあわ</sup>せな家<sup>か</sup>庭<sup>てい</sup>をつくりましょう。
- 1 互<sup>たが</sup>いに助<sup>たす</sup>けあい、心<sup>こころ</sup>の輪<sup>わ</sup>をひろげて、  
あたたかい町<sup>まち</sup>をつくりましょう。
- 1 いのちを尊<sup>とうと</sup>び、きまりを守<sup>まも</sup>って、  
住<sup>す</sup>みよい社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>をつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



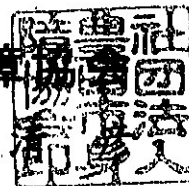
「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)  
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の  
5項目を明るいうらなで表し、実践活動を通じて、  
わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって  
育て伸ばそう」という意味を表しています。

令和5年5月31日

区長様

一般社団法人 豊田市身障協

会長 松本

◇豊田市身障協会福祉事業回覧のお願い

皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は『一般社団法人 豊田市身障協会』に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私共身体障がい者を取りまく情勢は、激しい社会経済の変動の中にあって年々厳しい状況におかされているのが実情でございます。

私たちは社会への完全参加と平等の実現並びに社会的地位の向上、障がい者福祉の一層の前進をめざして会員一致のもと積極的にとりくんでおります。活動資金援助には関係当局等の温かい支援を受けておりますが、まだまだ十分といえる活動費がございません。このような訳で活動費の捻出にあたって回覧事業による物品販売を実施しております。

この事業は各都道府県の障害者団体の活動資金確保のために活動する日本身体障害者団体連合会 収益事業所にて行っております。昨年(2022年)も市民の皆様にご多大なるご理解とご協力をいただきました事業収益金 金 243,541 円は当身障協会の運営資金として有難く活用させて頂いております。

区長様におかれましては、公私ともどもご多忙のところ誠に恐縮ですが、本年度も下記の要領にて実施させて頂く所存ですので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

## 記

1. パンフレットは、回覧だけで回収の必要はありません。(個人別の申込みです)
2. 年間3回の実施を予定しています。 6月・10月・2月
3. 担当が各区長様宅及び区事務所(一部地域自治区支所)へお伺いいたします。
4. 回覧につきましては各区長様のご判断で、ご都合の良い時期にお願い致します。

**ご注意下さい!**

「豊田市身障協会」以外からの福祉回覧依頼にはご注意下さい。

この回覧(豊田市)以外は当協会に収益は配分されておられません。

【事務局】 ☎471-0062

豊田市西山町5丁目2番地6 サン・アビリティーズ豊田内

一般社団法人 豊田市身障協会 電話 31-2941

令和 5 年 5 月 3 1 日

自治区長 各位

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会  
会 長 幸 村 的 美  
とよた市民福祉大学運営委員会  
委 員 長 山 村 史 子  
(公 印 省 略)

## 「とよた市民福祉大学（第 8 期）」について（報告）

平素は本会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、「とよた市民福祉大学（第 8 期）」の募集について、自治区内の周知にご協力  
いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、受講者が決定いたしましたので、別表のとおり人数を報告いたしま  
す。

ご承知おきくださいますようお願いいたします。

## 記

## 1 事業名

とよた市民福祉大学（第 8 期）

## 2 受講決定者

| コース名      | 受講決定者数 |
|-----------|--------|
| ① 福祉入門コース | 3 5 名  |
| ② 家庭介護コース | 4 0 名  |

## 3 その他

地区別の人数は、別表をご参照ください。

## 4 連絡先

豊田市社会福祉協議会 共生推進課 担当：稲吉、武藤

〒471-0877 豊田市錦町 1 丁目 1-1

電 話 (0565) 31-1294 (直通) F A X (0565) 33-2346

E メール [vc@toyota-shakyo.jp](mailto:vc@toyota-shakyo.jp) 休業日 日・月曜日及び祝日

# とよた市民福祉大学の報告

第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標の1つである「地域福祉活動の担い手を増やす」を実現するため、「とよた市民福祉大学」を実施しています。

福祉入門コースと家庭介護コースの2コースを開講し、運営は本会が設置する地域福祉活動推進委員会におけるとよた市民福祉大学運営委員会が中心となって行っています。

## 福祉入門コース

### 1 開催趣旨

従来の啓発による住民福祉教育活動から、「人材の育成・養成」を目的とした市民福祉教育活動の実践を目指し、地域における福祉活動の担い手の育成を実施します。

### 2 受講者・修了者数

|    |        |        |                |
|----|--------|--------|----------------|
| 1期 | 平成28年度 | 受講者48名 | 修了者47名         |
| 2期 | 平成29年度 | 受講者39名 | 修了者37名         |
| 3期 | 平成30年度 | 受講者34名 | 修了者33名         |
| 4期 | 令和元年度  | 受講者32名 | 修了者32名         |
| 5期 | 令和2年度  | 受講者13名 | 修了者13名         |
| 6期 | 令和3年度  | 受講者23名 | 修了者20名         |
| 7期 | 令和4年度  | 受講者17名 | 修了者16名         |
| 8期 | 令和5年度  | 受講者35名 | (6月～11月 12回開催) |

〈中学校区別修了者数〉 ※計は第8期の受講者全員が修了とみなした数。

[名]

| 中学校 | 1～7期 | 8期 | 計  | 中学校 | 1～7期 | 8期 | 計   |
|-----|------|----|----|-----|------|----|-----|
| 崇化館 | 19   | 2  | 21 | 若園  | 1    | 2  | 3   |
| 梅坪台 | 7    | 2  | 9  | 猿投台 | 5    | 1  | 6   |
| 浄水  | 9    | 3  | 12 | 井郷  | 6    | 0  | 6   |
| 朝日丘 | 10   | 2  | 12 | 猿投  | 7    | 2  | 9   |
| 逢妻  | 12   | 1  | 13 | 保見  | 9    | 0  | 9   |
| 高橋  | 6    | 3  | 9  | 石野  | 2    | 0  | 2   |
| 美里  | 14   | 1  | 15 | 松平  | 13   | 2  | 15  |
| 益富  | 12   | 1  | 13 | 藤岡  | 3    | 1  | 4   |
| 豊南  | 6    | 2  | 8  | 藤岡南 | 5    | 1  | 6   |
| 末野原 | 7    | 4  | 11 | 小原  | 1    | 0  | 1   |
| 上郷  | 5    | 1  | 6  | 足助  | 2    | 0  | 2   |
| 竜神  | 8    | 1  | 9  | 下山  | 2    | 0  | 2   |
| 高岡  | 8    | 1  | 9  | 旭   | 2    | 0  | 2   |
| 前林  | 14   | 1  | 15 | 稲武  | 3    | 1  | 4   |
|     |      |    |    | 計   | 198  | 35 | 233 |

## 家庭介護コース

### 1 開催趣旨

安心した生活を支えるため、地域の多様な担い手による介護予防、生活支援サービスが重要です。将来の自分のため、家族のため、そして地域の担い手としての「人材育成・養成」を目的に介護の基礎を学ぶ家庭介護コースを実施します。

※修了後は、「豊田市生活支援担い手養成研修」修了者と同等の資格が得られ、介護保険制度における総合事業のサービス（生活支援訪問サービス）に就業できます。

### 2 受講者・修了者数

- 1期 平成28年度 開講準備  
 2期 平成29年度 受講者41名 修了者41名  
 3期 平成30年度 受講者30名 修了者27名  
 4期 令和 元年度 受講者30名 修了者29名  
 5期 令和 2年度 受講者21名 修了者20名  
 6期 令和 3年度 受講者35名 修了者33名  
 7期 令和 4年度 受講者39名 修了者32名  
 8期 令和 5年度 受講者40名（6月～8月 8回開催）

〈中学校区別修了者数〉 ※計は第8期の受講者全員が修了とみなした数。

[名]

| 中学校 | 2～7期 | 8期 | 計  | 中学校 | 2～7期 | 8期 | 計   |
|-----|------|----|----|-----|------|----|-----|
| 崇化館 | 11   | 4  | 15 | 若 園 | 4    | 3  | 7   |
| 梅坪台 | 3    | 1  | 4  | 猿投台 | 7    | 1  | 8   |
| 浄 水 | 6    | 1  | 7  | 井 郷 | 7    | 1  | 8   |
| 朝日丘 | 10   | 6  | 16 | 猿 投 | 7    | 0  | 7   |
| 逢 妻 | 10   | 3  | 13 | 保 見 | 5    | 0  | 5   |
| 高 橋 | 14   | 1  | 15 | 石 野 | 2    | 0  | 2   |
| 美 里 | 12   | 2  | 14 | 松 平 | 7    | 0  | 7   |
| 益 富 | 8    | 3  | 11 | 藤 岡 | 2    | 0  | 2   |
| 豊 南 | 8    | 1  | 9  | 藤岡南 | 6    | 1  | 7   |
| 末野原 | 9    | 2  | 11 | 小 原 | 1    | 2  | 3   |
| 上 郷 | 7    | 1  | 8  | 足 助 | 7    | 0  | 7   |
| 竜 神 | 10   | 2  | 12 | 下 山 | 3    | 0  | 3   |
| 高 岡 | 6    | 2  | 8  | 旭   | 3    | 0  | 3   |
| 前 林 | 6    | 3  | 9  | 稻 武 | 1    | 0  | 1   |
|     |      |    |    | 計   | 182  | 40 | 222 |

令和 5 年 5 月 31 日

豊田市区長会役員 様

市民部市民相談課  
課長 石橋 明弘

## 人権擁護委員候補者の推薦について（お願い）

日頃は、本市の人権啓発事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、人権擁護委員候補者の地元推薦につきまして、該当の地区区長会長様をお願いし推薦をいただいております。

つきましては、今年度も引き続き人権擁護委員候補者の推薦について、該当する地区区長会長様にご協力をいただきたくお願い申し上げます。

（問合せ）

市民相談課 石橋、堀江  
電話 34-6626

# 人権擁護委員について

## 1 人権擁護委員制度

人権擁護委員は、昭和24年6月1日施行の人権擁護委員法で、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため配置されました。そして、国民の基本的人権が侵されることのないように配慮し、これが侵された場合はその救済のため、すみやかに適切な処置をとることがその使命とされています。

- ・委 嘱：人格識見が高く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を、市長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱します。  
委嘱発令日は4月1日、10月1日
- ・任 期 等：任期は3年（再任可）  
給与の支給はありませんが、活動時間等に応じて国から実費弁償金、市から報償費を支払います。
- ・年齢要件：（新任候補者）72歳以下  
（再任候補者）75歳未満
- ・委員性格：民間人。民生委員など、他職との兼務も可能です。
- ・委 員 数：市内29人（中学校区毎に1人、足助地区のみ2人※小学校が多いため）

## 2 人権擁護委員の活動

### ①人権相談

\* 委員が当番制で相談を受けます

|              |                   |           |
|--------------|-------------------|-----------|
| 名古屋法務局豊田支局   | 月～金 10～12時、13～16時 | 6～7回/年 程度 |
| 名古屋法務局（名古屋市） | 〃                 | 1～2回/年 程度 |
| 市役所市民相談課     | 毎月第2・4火曜日 10～12時  | 1回/年 程度   |

※相談の中で人権侵害の申告を受けた場合は、法務局職員につないでいただきます。

### ②啓発活動

#### 《人権移動教室》

こども園や小中学校からの依頼を受け、出前講座（人権クイズ、DVD 視聴、紙芝居等）を行います。

#### 《人権を考える集い》

小中学校から依頼を受け、講演会やワークショップを行います。講演会は、学校が選定した講師が行い、ワークショップは委員が行います。

#### 《作品コンクール》

作品募集や審査を行います。（人権作文、ポスター、書道、標語）

### ③定例会への出席

毎月第1木曜の午前中に、名古屋法務局豊田支局で定例会が行われます。委員相互の情報交換や勉強会を行います。

### 3 人権擁護委員の委嘱までの流れ

- ① 市民相談課で、任期満了を迎える委員に継続意思の確認をします。
- ② 地区区長会長に退任か継続かをお知らせします。
- ③ **退任の場合は新しい委員候補者の方の推薦書を、継続の場合は現委員の方の推薦書を地区区長会長名でご提出をお願いします。**
- ④ 市民相談課で、新しい委員候補の方、継続委員の方から承諾書を提出していただきます。
- ⑤ 市議会で同意を得ます。
- ⑥ 市民相談課から法務局へ推薦書を提出します。
- ⑦ 法務大臣から委嘱します。(4月就任、10月就任)

～スケジュールの目安～

(4月就任)

|   | 5月      | 6月～ | 9月    | 10月  | 12月～       |
|---|---------|-----|-------|------|------------|
| 区 |         | 人選  | 推薦    |      |            |
| 市 | 区長会長へ依頼 |     | 推薦書受理 | 議案提出 | 12月議会・国に推薦 |

(10月就任)

|   | 11月     | 12月～ | 3月    | 4月   | 6月～       |
|---|---------|------|-------|------|-----------|
| 区 |         | 人選   | 推薦    |      |           |
| 市 | 区長会長へ依頼 |      | 推薦書受理 | 議案提出 | 6月議会・国に推薦 |

### 4 依頼事項

《令和6年3月末で任期満了を迎える委員》※就任は令和6年4月1日

豊南、猿投台、逢妻、井郷地区の人権擁護委員に継続意思の確認をした結果

※現委員が継続されますので、**令和5年7月末までに推薦書の提出をお願いします。**

若林、石野地区の人権擁護委員に継続意思の確認をした結果

※現委員が退任されますので、**令和5年9月末までに候補者を選任いただき、推薦書の提出をお願いします。**

《令和6年9月末で任期満了を迎える委員》※就任は令和6年10月1日

朝日丘、高橋、上郷、美里、足助(2名)、稲武、浄水地区の人権擁護委員に継続意思の確認をし、11月頃に地区区長会長へご連絡します。

※現委員が継続される場合、**令和6年1月末までに推薦書の提出をお願いします。**

※現委員が退任される場合、**令和6年3月末までに候補者を選任いただき、推薦書の提出をお願いします。**

令和 5 年 5 月 3 1 日

区長会役員 様

豊田市交通安全市民会議  
会長 阿 垣 剛 史愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者等  
の推薦の取りまとめについて（依頼）

平素は、交通安全活動の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県交通安全推進協議会及び豊田市交通安全市民会議では、日頃地域の交通事故防止に多大な貢献をされている個人や団体に対し、表彰をさせていただいております。今年度も 6 月区長便にて、別紙のとおり各自治区長に候補者の推薦依頼を予定しております。

つきましては、地区区長会長様に推薦の取りまとめについて御協力をお願い申し上げます。

## 記

## 1 表彰名

- ・愛知県交通安全推進協議会長感謝状
- ・豊田市交通安全グリーン功労章

## 2 対象者及び推薦基準

別紙「推薦の基準について」を参照してください。

## 3 提出方法

- ・区長から提出された推薦書に署名の上、地区区長会長から提出してください。
- ・地区で個人 1 名、団体 1 つ以内の推薦をお願いします。  
※候補者が 2 名以上になる場合は、事務局までご相談ください。

## 4 提出期限

令和 5 年 8 月 3 0 日（水）

※期限までに提出がない場合は、該当なしとさせていただきます

## 5 提出先

豊田市交通安全市民会議事務局（市役所交通安全防犯課内）まで持参

※お手数ですが、定例役員会の際等にお立ち寄りください。

## 6 注意事項

- ①愛知県交通安全推進協議会長感謝状は過去10年以内、豊田市交通安全グリーン功労章は過去5年以内に受賞経験のある者は、今年度の表彰を受けることはできませんのでご注意ください。（資料：過去受賞者一覧を参照）
- ②別添過去の受賞者一覧は、推薦者との協議の資料として地区区長会長様にのみ配布します。個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。
- ③推薦された候補者は、県及び市の表彰候補となります。ただし、県は推薦限度人数を設定しているため推薦ができない場合があります。特に団体推薦については、県の推薦基準「2優良交通安全団体」をよくお読みください。

## 7 選考結果

それぞれの推薦基準と要領に照らし、決定します。

なお、選考結果は、県の結果通知が届き次第（12月下旬頃）本人及び推薦者、地区区長会長へ通知します。

## 8 その他

市民会議に加盟する諸団体（各交推協、高齢者クラブ連合会、公立小・中・高校の校長会、交通安全諸団体など）へも推薦依頼をしています。

## 9 問合せ先

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市交通安全市民会議事務局（豊田市役所交通安全防犯課内） 担当：高井、内藤

TEL：34-6633 FAX：32-3794

令和 5 年 6 月 1 0 日

自治区長 様

豊田市交通安全市民会議  
会 長 阿 垣 剛 史愛知県交通安全県民大会及び豊田市交通安全市民大会における表彰候補者  
等の推薦について（依頼）

平素は、交通安全活動の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、愛知県交通安全推進協議会及び豊田市交通安全市民会議では、日頃地域の交通事  
故防止に多大な貢献をされている個人や団体に対し、表彰を行っております。  
つきましては、下記により候補者を御推薦いただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 表彰名           ・ 愛知県交通安全推進協議会会長感謝状  
                  ・ 豊田市交通安全グリーン功労章
- 2 対象者           別紙「推薦の基準について」を参照してください。
- 3 推薦方法       別紙、推薦書を**地区区長会長**へ提出してください。  
                  （様式の地区名・**地区区長会長名**は記入しないでください。）
- 4 推薦期限       **地区区長会長が定めた日まで**  
                  ※参考 地区区長会長は各地区の分を取りまとめ、**1 名・1 団体を選定  
                  のうえ、8 月 3 0 日（水）までに市民会議事務局へ提出するこ  
                  とになっています。**
- 5 選考結果       それぞれの推薦基準と要領に照らし、決定します。  
                  選考結果は、**県の結果通知が届き次第（1 2 月下旬頃）**本人及び  
                  推薦者へ通知します。
- 6 表彰式           それぞれ次のように予定しています。  
                  ・ 愛知県交通安全推進協議会表彰式  
                    …令和 6 年 1 月 2 5 日（木）交通安全県民大会  
                  ・ 豊田市交通安全グリーン功労章表彰式  
                    …令和 6 年 1 月 2 7 日（土）交通安全市民大会
- 7 問合せ先       豊田市交通安全市民会議事務局（豊田市役所交通安全防犯課内）  
                  担当：高井、内藤  
                  電話：0 5 6 5 - 3 4 - 6 6 3 3     FAX：0 5 6 5 - 3 2 - 3 7 9 4

## 推薦の基準について

### 愛知県交通安全推進協議会会長感謝状推薦基準

#### 1 民間街頭活動協力者（顕彰候補）

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体に所属する者以外の者であって、令和4年中、**本来の職務**（※1）によらないで、地域において他に率先して積極的に街頭活動を行い、人格及び公共奉仕の精神に優れていると認められ、過去10年以内に交通安全事業に関し、知事又はこれに準ずる者から表彰（感謝状を含む）を受けたことのない者で以下のいずれかの要件に該当する者

- （1）園児、児童及び生徒の通学（園）時の交通安全指導、誘導
- （2）街頭交通指導又は交通立番
- （3）街頭交通安全広報又は交通安全啓発活動
- （4）その他街頭における交通安全のための活動

（例）自転車の街頭点検・交通教室・交通訓練・道路パトロールなど

#### 2 優良交通安全団体（顕彰候補）

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体以外の団体であって、豊田市内におけるボランティア団体、地域組織及び事業所等の各種団体や組織で、以下の全ての要件に該当する団体

ただし、国及び地方公共団体の機関（市町村、県事務所等）は除く。

- （1）交通安全県民運動等に積極的に参加し、地域の交通安全活動に貢献したこと
- （2）団体の構成員の中に、少なくとも過去1年以内、自らが第一当事者となった交通死亡事故又は多数の負傷者を出すなどの重大事故を引き起こした者がいないこと
- （3）過去10年以内に交通安全事業に関し、知事又はこれに準ずる者から表彰（感謝状を含む）を受けていないこと

### 豊田市交通安全グリーン功労章要領

#### 1 趣旨

交通事故の撲滅を目的として、地域や職域における交通安全活動の功績を顕彰するとともに、将来における自主的及び積極的な交通安全活動の伸長を図る。

#### 2 表彰対象

表彰対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。ただし、その活動が個人**本来の職務**（※1）であるもの、又は過去5年間にこの表彰を受けたものを除く。

- (1) 豊田市交通安全市民会議（以下「市民会議」という。）が実施する交通安全事業の推進に対し、多大な貢献をしたもの。
- (2) 地域、職域等において、交通安全事業を活発に展開し、その功績が顕著なもの。
- (3) その他交通安全に関し功績が顕著であると会長が認めたもの。

### 3 受章資格

豊田市内に在住、在勤若しくは在学する個人、又は豊田市で活動をする団体。

### 4 表彰

表彰は、市民会議会長が行う。

### 5 選考方法

被表彰者の選考は、推薦書類に基づき、市民会議企画部会が行う。

### 6 推薦

- (1) 被表彰候補者を推薦しようとする推薦者は、市民会議会長が必要と認める推薦書類を、所定の期日までに、市民会議事務局へ提出しなければならない。
- (2) 推薦者は、市民会議加盟団体の長及び自治区長とする。

### 7 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

※1「本来の職務」とは、職業（生活手段）としての交通安全活動を指し、推薦の対象にはなりません。報酬を受けないボランティア活動や一定の報酬があっても、職業ではない場合は、推薦の対象となります。

【対象外の例】豊田市交通指導員、市職員、警察、学校及び教師など

#### 【留意事項】

- 1 地域において他に率先して交通安全推進のための活動を**5年以上**行っている個人又は**団体**を推薦してください。合併地区にあっては、合併前の年数も通算可。
- 2 **本人の承諾を得て**推薦してください。
- 3 推薦された候補者は、県及び市の表彰候補となりますが、推薦限度人数などの関係により県への推薦ができない場合があります。特に**団体推薦**については、**県の推薦基準「2優良交通安全団体」**をよくお読みください。

(県交推協・市民会議表彰)

## 交通安全功労者推薦書

令和 5 年 月 日

豊田市交通安全市民会議会長 様

|         |     |
|---------|-----|
| 地 区 名   | 地 区 |
| 地区区長会長名 |     |

次の者(団体)を交通安全功労者(団体)として推薦します。

|     |       |  |
|-----|-------|--|
| 推薦者 | 自治区名  |  |
|     | 区 長 名 |  |

|   |                        |                                            |
|---|------------------------|--------------------------------------------|
| 1 | 住所<br>(団体の場合は<br>連絡先)  | 〒<br><br>(電話 - )                           |
| 2 | 氏名<br>(団体の場合は<br>その名称) | (ふりがな)<br>(生年月日(団体の場合は発足年月日) 大・昭・平 年 月 日)  |
| 3 | 職業<br>(団体の場合は<br>代表者名) | ふりがな(代表者の場合)<br>(生年月日(代表者の場合) 大・昭・平 年 月 日) |
| 4 | 推薦理由<br><br>功績         | 活動開始年 年から 団体規模(団体のみ) 人                     |
| 5 | 表彰歴                    |                                            |

- \* 表彰歴は交通安全活動に関して受けた過去の表彰や感謝状について、いつ・誰から受けたか記入してください。(わかる範囲で結構です。)
- \* 推薦書の流れ 自治区長 → 地区区長会長 → 交通安全防犯課
- \* 地区区長会長は令和 5 年 8 月 30 日(水)までに豊田市交通安全市民会議事務局(交通安全防犯課内)へ持参で提出してください。  
【問合せ先】 豊田市役所交通安全防犯課 担当：高井、内藤 Tel 34-6633

※「愛知県交通安全推進協議会長感謝状」及び「豊田市交通安全グリーン功労章」の推薦書を兼ねています

## 記入例

(県交推協・市民会議表彰)

# 交通安全功労者推薦書

令和 5 年 ○ 月 ○ 日

豊田市交通安全市民会議会長 様

地区区長会長が署名  
をしてください

手書き・パソコン入力  
どちらでも結構です。

次の者(団体  
として推薦しま

|         |               |
|---------|---------------|
| 地 区 名   | 地 区           |
| 地区区長会長名 |               |
| 推薦者     | 自治区名 ○ ○ 町    |
|         | 区 長 名 ○ ○ ○ ○ |

|   |                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|---|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 住所<br>(団体の場合は<br>連絡先)  | 〒○○○-○○○<br>豊田市○○町○○番地<br>( 電話 ○○-○○○○ )                                                                                                                                                                                                |
| 2 | 氏名<br>(団体の場合は<br>その名称) | (ふりがな) ころも いっぺい<br>挙母 一平<br>(生年月日(団体の場合は発足年月日) 大・昭・平 年 月 日)                                                                                                                                                                             |
| 3 | 職業<br>(団体の場合は<br>代表者名) | 農業                                                                                                                                                                                                                                      |
| 4 | 推薦理由<br>功績             | 活動開始年 平成10年から 団体規模(団体のみ) 人<br>1 ○○年にわたり、○○交差点に毎朝1時間立番し、児童・生徒<br>の交通安全指導を行った。<br>2 ○○年にわたり、○○町△△交差点で通勤時間帯に朝夕立番<br>し、一般通行者の交通安全指導を行った。<br>3 交通安全市民運動期間中、街頭に立ち、積極的な啓発活動<br>に努めた。<br>これらの活動を通じて、地域全体の交通安全思想の高揚を図り、<br>交通事故防止に尽くした功績は極めて大きい。 |
| 5 | 表彰歴                    | 無し                                                                                                                                                                                                                                      |

\* 表彰歴は交通安全活動に関して受けた過去の表彰や感謝状について、いつ・誰から受けたか記入  
してください。(わかる範囲で結構です。)

\* 推薦書の流れ 自治区長 → 地区区長会長 → 交通安全防犯課

\* 地区区長会長は令和5年8月30日(水)までに豊田市交通安全市民会議事務局(交通安全防  
犯課内)へ持参で提出してください。

【問合せ先】 豊田市役所交通安全防犯課 担当：高井、内藤 Tel 34-6633